

※申請前に必ずこちらの確認表を確認下さい。

通信環境整備支援金 申請書提出時確認表

この支援金は、給付対象の整備・設備が完了した上で、申請頂けるものになります。

※未整備・未完了の状態ですらに申請頂くことはできませんのでご注意下さい。

※申請前に下記の確認事項を必ずご確認下さい。申請書類に不備があった場合、提出頂いた書類一式を申請者へ返送の上、再度提出が必要になりますので、提出の際に不備のないよう十分にご確認下さい。

【通信環境を新たに整備】・・・新規契約の場合

- 通信回線に係る契約は申請日までに完了していますか。
- 通信回線に係る工事は申請日までに完了していますか。
- 通信回線契約料、回線工事費、ルーター設置代金の支払いは申請日までに完了していますか。

☑を入れて最終確認を!!!

【無線通信機器のみ設置】・・・ルーターのみ設置の場合

- ルーターの設置は申請日までに完了していますか。
- ルーター設置代金の支払いは申請日までに完了していますか。

【基本確認項目】

- 申請者と通信回線契約者・ルーター購入者は同じですか。
- 申請者と口座名義は同じですか。
- 対象となる児童生徒の氏名等は全員記入しましたか。
- (1) 通信環境を新たに整備又は(2) 無線通信機器のみ設置の申請については、令和4年4月1日以降に整備・設置を完了した。

※令和4年度申請においては、前年度中(令和4年4月1日以前)に整備、設置(契約・購入)したものは対象外

- 提出書類に不足はありませんか。
 - 通信環境整備支援金受給申請書(様式第1号)
 - 契約書の写し(新規契約した場合のみ)
 - 回線工事完了日を証明できる書類
 - 契約料、回線工事費、ルーター設置代金の領収書の写し
 - 通帳の写し ※申請書に貼付必須、場合により折畳むなどして貼付

申請者本人名義の通帳の写し(金融機関名、支店名、口座の種別、
口座番号、口座名義人が確認できるページのコピー)

※銀行カードは、支店名等の記載が無い場合があるため、通帳の写しを添付ください。